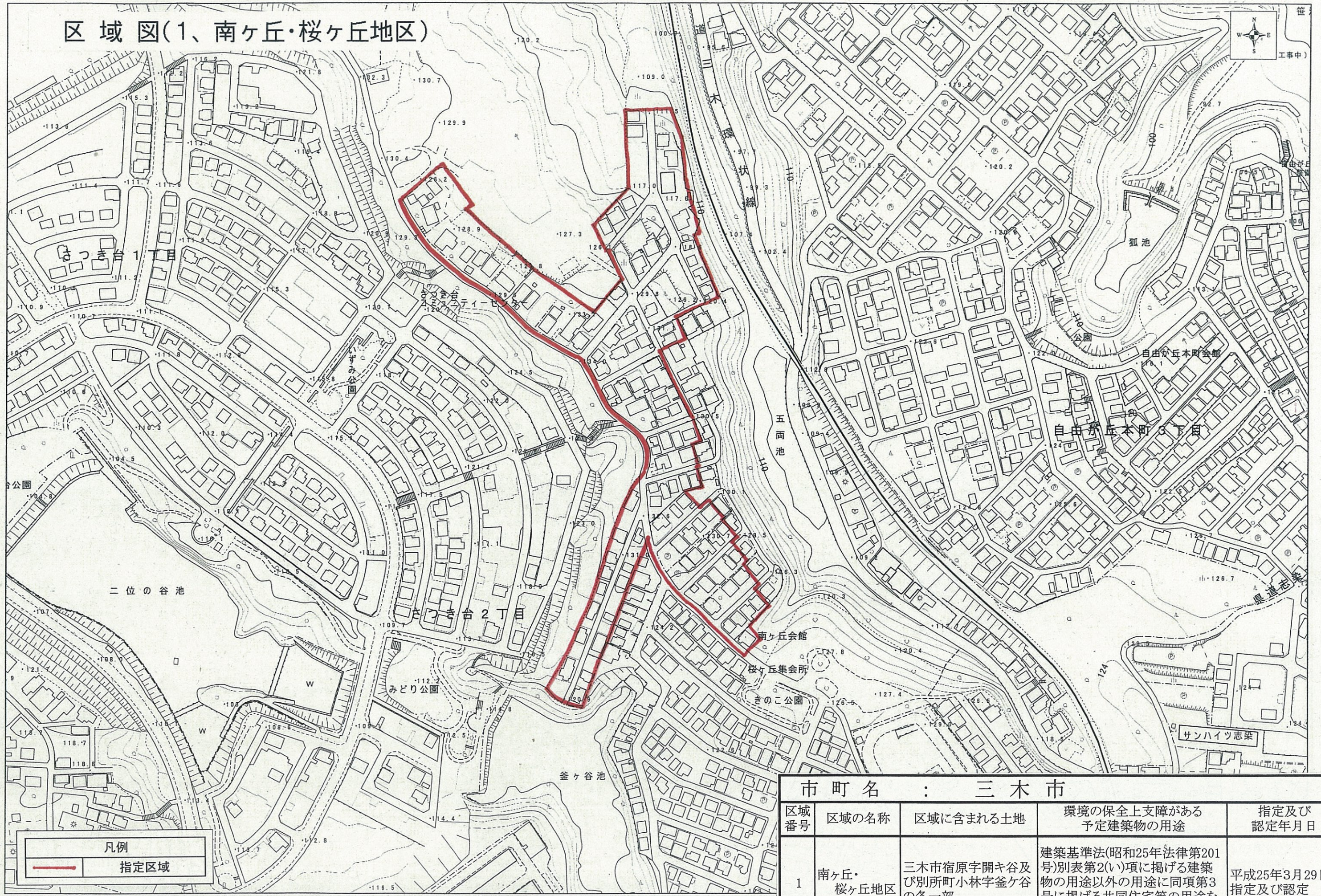


# 区域図(1、南ヶ丘・桜ヶ丘地区)



市町名 : 三木市				
区域番号	区域の名称	区域に含まれる土地	環境の保全上支障がある 予定建築物の用途	指定及び 認定年月日
1	南ヶ丘・ 桜ヶ丘地区	三木市宿原字開キ谷及 び別所町小林字釜ヶ谷 の各一部	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項に掲げる建築物の用途以外の用途に同項第3号に掲げる共同住宅等の用途を加えた用途	平成25年3月29日 指定及び認定

凡例  
— 指定区域

0 50 100 200 300 400 メートル